

# (別紙)通所介護サービス 料金表

令和5年4月より適用  
東電さわやかデイサービス真間

## 通常規模型通所介護費

地域区分別1単位の単価(5級地):10.45円

	基本サービス内容	介護度	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
				(10割)	1割	2割	3割
□	1利用当たり サービス提供時間 8時間以上 9時間未満	要介護1	666単位	6,959円	696円	1,392円	2,088円
		要介護2	787単位	8,224円	823円	1,645円	2,468円
		要介護3	911単位	9,519円	952円	1,904円	2,856円
		要介護4	1,036単位	10,826円	1,083円	2,166円	3,248円
		要介護5	1,162単位	12,142円	1,215円	2,429円	3,643円
□	1利用当たり サービス提供時間 7時間以上 8時間未満	要介護1	655単位	6,844円	685円	1,369円	2,054円
		要介護2	773単位	8,077円	808円	1,616円	2,424円
		要介護3	896単位	9,363円	937円	1,873円	2,809円
		要介護4	1,018単位	10,638円	1,064円	2,128円	3,192円
		要介護5	1,142単位	11,933円	1,194円	2,387円	3,580円
□	1利用当たり サービス提供時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	581単位	6,071円	608円	1,215円	1,822円
		要介護2	686単位	7,168円	717円	1,434円	2,151円
		要介護3	792単位	8,276円	828円	1,656円	2,483円
		要介護4	897単位	9,373円	938円	1,875円	2,812円
		要介護5	1,003単位	10,481円	1,049円	2,097円	3,145円
□	1利用当たり サービス提供時間 5時間以上 6時間未満	要介護1	567単位	5,925円	593円	1,185円	1,778円
		要介護2	670単位	7,001円	701円	1,401円	2,101円
		要介護3	773単位	8,077円	808円	1,616円	2,424円
		要介護4	876単位	9,154円	916円	1,831円	2,747円
		要介護5	979単位	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
□	1利用当たり サービス提供時間 4時間以上 5時間未満	要介護1	386単位	4,033円	404円	807円	1,210円
		要介護2	442単位	4,618円	462円	924円	1,386円
		要介護3	500単位	5,225円	523円	1,045円	1,568円
		要介護4	557単位	5,820円	582円	1,164円	1,746円
		要介護5	614単位	6,416円	642円	1,284円	1,925円
□	1利用当たり サービス提供時間 3時間以上 4時間未満	要介護1	368単位	3,845円	385円	769円	1,154円
		要介護2	421単位	4,399円	440円	880円	1,320円
		要介護3	477単位	4,984円	499円	997円	1,496円
		要介護4	530単位	5,538円	554円	1,108円	1,662円
		要介護5	585単位	6,113円	612円	1,223円	1,834円

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合 +3/100

※ 2時間以上3時間未満の場合…4時間以上5時間未満の単数の 70/100

※ 8時間以上9時間未満の前後に日常生活上の世話を行う場合…1時間ごと+50単位。最大14時間まで

※ 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合…70/100

	1利用当たり<加算・減算>	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)				
			(10割)	1割	2割	3割		
<input checked="" type="checkbox"/>	入浴介助加算	I	40単位/日	418円	42円	84円	126円	
<input type="checkbox"/>		II	55単位/日	574円	58円	115円	173円	
<input type="checkbox"/>	中重度者ケア体制加算		45単位/日	470円	47円	94円	141円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算		200単位/月	2,090円	209円	418円	627円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II:個別機能訓練加算を取得している場合)	I	100単位/月	1,045円	105円	209円	314円	
<input type="checkbox"/>		II	200単位/月	2,090円	209円	418円	627円	
<input type="checkbox"/>			100単位/月	1,045円	105円	209円	314円	
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	Iイ	56単位/日	585円	59円	117円	176円	
<input type="checkbox"/>		Iロ	85単位/日	888円	89円	178円	267円	
<input type="checkbox"/>		II	20単位/日	209円	21円	42円	63円	
<input type="checkbox"/>	ADL維持等加算	I	30単位/月	313円	32円	63円	94円	
<input type="checkbox"/>		II	60単位/月	627円	63円	126円	189円	
<input type="checkbox"/>	認知症加算		60単位/日	627円	63円	126円	189円	
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算		60単位/日	627円	63円	126円	189円	
<input type="checkbox"/>	栄養アセスメント加算		50単位/月	522円	53円	105円	157円	
<input type="checkbox"/>	栄養改善加算		200単位/回	2,090円	209円	418円	627円	
<input type="checkbox"/>	口腔・栄養 スクリーニング加算	I	20単位/回	209円	21円	42円	63円	
<input type="checkbox"/>		II	5単位/回	52円	6円	11円	16円	
<input type="checkbox"/>	口腔機能向上加算	I	150単位/回	1,567円	157円	314円	471円	
<input type="checkbox"/>		II	160単位/回	1,672円	168円	335円	502円	
<input checked="" type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算		40単位/月	418円	42円	84円	126円	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制 強化加算	I	22単位/回	229円	23円	46円	69円	
<input checked="" type="checkbox"/>		II	18単位/回	188円	19円	38円	57円	
<input type="checkbox"/>		III	6単位/回	62円	7円	13円	19円	
<input type="checkbox"/>	同一建物減算	事業所と同一敷地に居住する建物の場合 又は同一建物から利用する場合					-94単位/日	
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎減算(片道につき)						-47単位	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(I)						5.9%増/月	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき (利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					1.2%増/月	
<input type="checkbox"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算						1.1%増/月	

※処遇改善加算・ベースアップ加算:介護職員全般の処遇改善のために設定されたもの

特定処遇改善加算:技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇改善のために設定されたもの

\*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用総額より介護保険給付額を差し引いた金額がお客さま負担となります(「公費が適用されているご利用者様」及び「介護保険料の滞納等があるご利用者様」は、この限りではありません)。

\*食事代 1食あたり 795円

\*食事代キャンセル料 795円

\*その他の料金 上記の他、おむつ代、レクリエーション等にかかる使用料は自己負担となります。

\*金額は、介護保険の端数処理の関係で、実際の料金と若干の誤差が生じる事があります。

毎月、介護支援専門員から提供される利用票等をご確認下さい。

※区分支給限度基準額の計算について

- ・同一建物減算が対象となる場合は、減算前の単位数を用います。
- ・大規模型通所介護費の場合は、通常規模型通所介護費の単位数を用います。
- ・サービス提供体制強化加算は、算定対象からは除外されます。
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算  
および介護職員等ベースアップ等支援加算は、算定対象からは除外されます。

(R05.07.)